

市 政 報 告

令和 5 年 6 月 27 日
第 3 回市議会臨時会

令和 5 年第 3 回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止」について申し上げます。

「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部」につきましては、令和 2 年 2 月 25 日に設置し、これまで「市民の皆さんの命と暮らしを守る」対策に全力で取り組んでまいりましたが、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において 5 類感染症に位置付けられることを受け、令和 5 年 5 月 1 日に開催した対策本部会議をもって廃止しました。

今日まで、本市の感染防止対策に対する市民や事業者の皆様の真摯な取組に対しまして、心から敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

次に、「北海道せき損センターの移転」について申し上げます。

令和 5 年 4 月 14 日、5 月 9 日、北海道せき損センターから、「独立行政法人労働者健康安全機構本部」の決定事項ではないという前提で、冬季間の患者搬送をはじめ、重篤な合併症患者搬送のための他市の医療機関との距離があること、再生医療のための大学病院が近いことなどを理由にして、札幌市への移転を検討していることについて説明がありました。

これに対する市の考え方としましては、①市立美唄病院の建替えに当たっては、北海道せき損センターを含む市内の医療体制を前提として策定した「地域医療構想」に基づき進めてきており、同構想は、これまで 2 次医療圏での地域医療構想調整会議の長期にわたる議論に基づき策定されたものであること、②また、市立美唄病院の建替えについては、「地域医療構想」に基づき、総務省、厚生労働省及び北海道等との協議を踏まえ進めてきた経過があり、この過程においては、北海道せき損センターの移転についての議論が一切なされていないこと、③これまで市立美唄病院建替えについては、毎年、「独立行政法人労働者健康安全機構本部」を訪問し、その進捗状況を報告しているが、この間、移転の考え方については一切示されていなかったこと、などについて説明したところであります。

特に、令和 3 年 6 月 3 日には、市として「北海道せき損センターの存続」についての要望を機構本部理事長に行っており、早期建替えを含めた存続及び美唄市における雇用の確保について、改めて地域として強く要望しているところであります。

このため、「北海道せき損センターの移転」については、国が進めている「地域医療構想」の考え方及びこれまでの協議経過を踏まえた信義に明らかに反しており、今後の地域医療体制はもちろんのこと、職員の雇用、地域経済への影響などを考えた場合、市としては受け入れられないものであることを伝えたところであります。

その後、令和5年5月24日には北海道保健福祉部地域医療推進局、同年6月20日に厚生労働省労働基準局及び医政局、総務省準公営企業室に、市の考え方について説明してきたところであり、いずれも「地元の合意形成」及び「移転になる場合は医療圏への影響とその対応」が必要であるとの見解が示されたところであります。

次に、「大手町地所株式会社の所有地における建設発生土の撤去の件」について申し上げます。

市としましては、これまで代理人弁護士を通じて、土地賃貸契約書に基づき、大手町地所株式会社と交渉を進めておりましたが、6月に入り、事実と異なる記載がされていた看板及び搬出を妨害する車両の撤去が行われたところであります。

今後とも、市民生活に影響が生じないように、本件契約に基づく原状回復義務の履行に向けて、建設発生土の搬出を再開できるよう、法律等に基づき厳正に対処するとともに、広報紙メロディーや市のホームページなどを通じて、市民の皆様に対する説明責任を果たしてまいります。

次に、「令和4年度各会計決算概要」について申し上げます。

各会計のうち、下水道会計、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。その概要は、別紙のとおりであります。

一般会計におきましては、地方交付税やふるさと納税の歳入増加分を各基金に積み立てた結果、実質収支で3億9,995万9,048円の黒字決算となりました。

今後におきましても、財政の健全化に向けて、より一層取り組んでまいります。

次に、「損害賠償請求事件の取下げ」について申し上げます。

本市を被告とした損害賠償請求事件につきましては、本市が依頼する代理人弁護士を通じて原告側と協議を進めてまいりましたが、令和5年5月19日付けで原告から札幌地方裁判所岩見沢支部に対し本訴訟を全て取り下げる通知がなされました。

このことを受け、市としましては、代理人弁護士を通じて、訴えの取下げの同意書を提出し、本件訴訟は、令和5年5月23日をもって終了しました。

以上、申し上げまして報告を終わります。